

次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業 香川県内第7号 (令和4年9月2日認定決定)

あなぶきメディカルケア株式会社(高松市)

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定企業がさらに高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合には、優良な「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」マークが付与されます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。



計画期間中の主な取組

◆労働者数 724人 (うち女性 553人) ◆計画期間 令和2年7月1日から令和4年6月30日

【両立支援に関する取組および制度】

- 育児休業給付金では補いきれない収入減を補填することで社員が安心して育児休業を取得できるようにするため、令和3年4月に「育児休業給付金+（プラス）」（10日以上育児休業を取得し、復職した全社員対象とした祝金）を創設しました。
- 全社員が閲覧可能なweb社内報「Yawaragi」にて、ワークライフバランス・育児休業取得促進について発信しました。

【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

- 所定外労働削減のため、毎月、施設ごとの所定外労働時間の集計データを総務から施設長全員にメールで送信し、原因や改善策について検討を行い、働きやすい環境づくりを促しました。
- 年次有給休暇取得促進のため、取得状況を随時施設長にメール連絡し、取得日数の少ない労働者の所属する施設長にアラートを出し、取得を促しました。

【女性活躍のための取組】

- 働きながら子育てを行う女性労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修を実施しました。

【育児休業等取得状況】

- 計画期間中に女性労働者24名が育児休業を取得し、取得率は82.7%でした。
- 計画期間中に男性労働者6名が育児休業を取得し、取得率は50%でした。

企業からひとこと

女性社員の産前・産後休暇の取得はもちろんですが、「男性社員が育児休暇を取ることは当たり前」の風土になるよう取り組んでいます。

育児をしながら仕事をするの大変さを知り、相手に思いやりを持って接することができるだけでなく、積極的に育児に参加している社員が増えていると感じています。



育児を楽しむパパ社員

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2F

香川労働局ホームページ <http://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>